

1. 設備運営基準に基づく指導監査

[7]船橋市保育所

I 実施計画

【1】基本方針

市が設置する保育所に対して、船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な施設の運営の確保を目的とする。

【2】指導監査の方法

一般監査	方式については認可保育所の指導監査に準じるものとし、回数については3年に1回以上実地により実施する。
------	--

【3】重点事項（指摘の多いものや市として重要視する項目を設定しました。）

令和7年度
（1）非常災害対策の強化 火災、水害・土砂災害、地震等想定されるあらゆる災害に対処できる具体的な計画を立て、訓練を定期的に実施しているか。
（2）職員配置基準の遵守 職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。
（3）保育の質の確保・向上 職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、計画的に実施しているか。また、職員の自己評価を踏まえ、施設の保育の内容等について自ら評価を行い、その改善を図っているか。
（4）感染症・食中毒の予防等の徹底 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。
（5）事故防止及び安全計画の策定等 事故の発生防止の取組みや、発生時の対応等は適切に行われているか。また、児童の安全の確保を図るため、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など安全に関する事項についての計画を策定し、それに従って必要な措置を講じているか。
（6）虐待等の不適切な保育の未然防止 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。児童の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行っているか。

【4】令和7年度指導監査計画

対 象	令和7年度計画			令和6年度実績		
	対象数	計画数	増減	対象数	計画数	実施数
船橋市保育所	9	9	0	9	9	9

Ⅱ 実施報告

【1】令和6年度指導監査実施状況

(1) 実施件数・指摘件数

		船橋市保育所
一般監査		9
指摘 件数	運営 処遇	0
特別監査 指摘件数		0

(2) 主な指摘事項

運営処遇	指摘事項なし
------	--------

【2】特別指導監査の実施状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
特別監査	0	0	0

【3】通報(相談)受付件数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
通報(受付のみ)	0	0	0
通報(対応あり)	0	0	1
立入検査等	0	0	0

【4】実施対象施設数推移

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
施設数	27	27	27
実施数	9	9	27

【5】その他

各施設における保育の質の確保・向上を図るため、指導監査時に発見した問題点や、保育の質の向上に資する今後の課題について必要な助言を行う。